

	B	C	D	E	F	G	H	I
1	※訪問看護関係者記入欄※							
2	※2026年6月診療報酬改定版							
3	ベースアップ評価料Ⅱの区分		ベースアップ評価料（Ⅱ）なし（スコア15点未満／算定しない）			算定料		0円
4								
5	訪問看護・介護予防訪問看護事業所 料金表							
6	訪問看護基本療養費／加算							
7	訪問看護基本療養費Ⅰ							
8						利用料		
9						10割	1割負担	2割負担
10	週3日まで（看護師・理学療法士）	1日につき				5,550	555	1,110
11	週4日目以降(看護師)	1日につき				6,550	655	1,310
12	週4日目以降(理学療法士)	1日につき				5,550	555	1,110
13	週3日まで（准看護師）	1日につき				5,050	505	1,010
14	週4日目以降(准看護師)	1日につき				6,050	605	1,210
15	専門研修を受けた看護師（※）の場合					12,850	1,285	2,570
16	※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師							
17	訪問看護基本療養費Ⅱ							
18						利用料		
19						10割	1割負担	2割負担
20	同一建物居住者への複数訪問（2人目まで）	看護師の場合（週3日目まで）				5,550	555	1,110
21		看護師の場合（週4日目以降）				6,550	655	1,310
22		准看護師の場合（週3日目まで）				5,050	505	1,010
23		准看護師の場合（週4日目以降）				6,050	605	1,210
24		理学療法士等の場合				5,550	555	1,110
25	同一建物居住者への複数訪問(3人目以上)	看護師の場合				2,780	278	556
26		看護師の場合（週4日目以降）				3,280	328	656
27		准看護師の場合（週3日目まで）				2,530	253	506
28		准看護師の場合（週4日目以降）				3,030	303	606
29		理学療法士等の場合（週3日目まで）				2,780	278	556
30	同一建物居住者への複数訪問(10人目以上)	看護師の場合（週20日目まで）				2,760	276	552
31		看護師の場合（週21日目以降）				2,660	266	532
32		准看護師の場合（週20日目まで）				2,520	252	504
33		准看護師の場合（週21日目以降）				2,420	242	484
34		理学療法士等の場合(週20日まで)				2,760	276	552
35		理学療法士等の場合（週21日目以降）				2,660	266	532
36	同一建物居住者への複数訪問(20人目以上)	看護師の場合（週20日目まで）				2,710	271	542
37		看護師の場合（週21日目以降）				2,610	261	522
38		准看護師の場合（週20日目まで）				2,470	247	494
39		准看護師の場合（週21日目以降）				2,370	237	474
40		理学療法士等の場合（週20日目まで）				2,710	271	542
41		理学療法士等の場合（週21日目以降）				2,610	261	522
42	同一建物居住者への複数訪問(50人目以上)	看護師の場合（週20日目まで）				2,610	261	522
43		看護師の場合（週21日目以降）				2,510	251	502
44		准看護師の場合（週20日目まで）				2,370	237	474
45		准看護師の場合（週21日目以降）				2,270	227	454
46		理学療法士等の場合（週20日目まで）				2,610	261	522
47		理学療法士等の場合（週21日目以降）				2,510	251	502
48	専門研修を受けた看護師（※）との同行訪問					12,850	1,285	2,570
49	※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師							
50	訪問看護基本療養費Ⅲ							
51						利用料		
52						10割	1割負担	2割負担
53	一時外泊時の訪問看護利用	1回				8,500	850	1,700
54	基本療養費に追加される加算							

	B	C	D	E	F	G	H	I
55					利用料			
56					10割	1割負担	2割負担	3割負担
57	難病等複数回訪問加算	1日2回／訪問者2人まで			4,500	450	900	1,350
58		1日2回／訪問者3人以上			4,000	400	800	1,200
59		1日3回以上／訪問者2人まで			8,000	800	1,600	2,400
60		1日3回以上／訪問者3人以上			7,200	720	1,440	2,160
61	緊急訪問看護加算	月14日目まで			2,650	265	530	795
62		月15日目以降			2,000	200	400	600
63	乳幼児加算（6歳未満）	厚生労働大臣が定める者			1,800	180	360	540
64		上記以外の場合			1,400	140	280	420
65	長時間訪問看護加算				5,200	520	1,040	1,560
66	夜間早期訪問看護加算（6～8時／18～22時）	同建物において同1日の人数が1人			2,100	210	420	630
67		同建物において同1日の人数が2人			2,100	210	420	630
68		同建物において同1日の人数が3人以上9人以下	月15日目まで		2,100	210	420	630
69		同建物において同1日の人数が3人以上9人以下	月16日以降		1,900	190	380	570
70		同建物において同1日の人数が10人以上19人以下	月15日目まで		1,800	180	360	540
71		同建物において同1日の人数が10人以上19人以下	月16日以降		1,300	130	260	390
72		同建物において同1日の人数が20人以上49人以下	月15日目まで		1,200	120	240	360
73		同建物において同1日の人数が20人以上49人以下	月16日以降		950	95	190	285
74		同建物において同1日の人数が50人以上	月15日目まで		1,000	100	200	300
75		同建物において同1日の人数が50人以上	月16日以降		800	80	160	240
76	深夜訪問看護加算（22時～6時）	同建物において同1日の人数が1人			4,200	420	840	1,260
77		同建物において同1日の人数が2人			4,200	420	840	1,260
78		同建物において同1日の人数が3人以上9人以下	月15日目まで		4,200	420	840	1,260
79		同建物において同1日の人数が3人以上9人以下	月16日以降		4,000	400	800	1,200
80		同建物において同1日の人数が10人以上19人以下	月15日目まで		3,900	390	780	1,170
81		同建物において同1日の人数が10人以上19人以下	月16日以降		2,300	230	460	690
82		同建物において同1日の人数が20人以上49人以下	月15日目まで		2,100	210	420	630
83		同建物において同1日の人数が20人以上49人以下	月16日以降		1,500	150	300	450
84		同建物において同1日の人数が50人以上	月15日目まで		1,800	180	360	540
85		同建物において同1日の人数が50人以上	月16日以降		1,300	130	260	390
86	複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行		同一建物2人以下	4,500	450	900	1,350
87				同一建物3人以上	4,000	400	800	1,200
88		准看護師と同行		同一建物2人以下	3,800	380	760	1,140
89				同一建物3人以上	3,400	340	680	1,020
90		その他職員と同行		同一建物2人以下	3,000	300	600	900
91	その他職員と同行 1日1回			同一建物3人以上	2,700	270	540	810
92				同一建物2人以下	3,000	300	600	900
93				同一建物3人以上	2,700	270	540	810
94				同一建物10人以上	2,100	210	420	630
95				同一建物20人以上	1,900	190	380	570
96	その他職員と同行 1日2回			同一建物50人以上	1,600	160	320	480
97				同一建物2人以下	6,000	600	1,200	1,800
98				同一建物3人以上	5,400	540	1,080	1,620
99				同一建物10人以上	3,800	380	760	1,140
100				同一建物20人以上	3,450	345	690	1,035
101	その他職員と同行 1日3回			同一建物50人以上	3,300	330	660	990
102				同一建物2人以下	10,000	1,000	2,000	3,000
103				同一建物3人以上	9,000	900	1,800	2,700
104				同一建物10人以上	5,500	550	1,100	1,650
105				同一建物20人以上	4,800	480	960	1,440
106				同一建物50人以上	4,500	450	900	1,350
107								
108	【医療保険】訪問看護・介護予防訪問看護事業所			料金表				

	B	C	D	E	F	G	H	I
109	※2026年6月診療報酬改定版							
110	訪問看護管理療養費／加算							
111	訪問看護管理療養費							
112	月の初日の訪問の場合				利用料			
113					10割	1割負担	2割負担	3割負担
114	機能強化型訪問看護管理療養費1				13,760	1,376	2,752	4,128
115	機能強化型訪問看護管理療養費2				10,460	1,046	2,092	3,138
116	機能強化型訪問看護管理療養費3				9,030	903	1,806	2,709
117	機能強化型訪問看護管理療養費4				9,030	903	1,806	2,709
118	上記以外の場合				7,710	771	1,542	2,313
119	月の2日目以降の訪問の場合							
120	単一建物居住者が20人未満				3,010	301	602	903
121	単一建物居住者が20人以上49人以下	1月あたりの訪問日数が	15日以下の場合		2,510	251	502	753
122			16日以上24日以下の場合		2,310	231	462	693
123			25日以上の場合		2,210	221	442	663
124	単一建物居住者が50人以上	1月あたりの訪問日数が	15日以下の場合		2,410	241	482	723
125			16日以上24日以下の場合		2,210	221	442	663
126			25日以上の場合		2,010	201	402	603
127	訪問看護管理療養費に追加される加算							
128					利用料			
129					10割	1割負担	2割負担	3割負担
130	24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合			6,800	680	1,360	2,040
131		上記以外の場合			6,520	652	1,304	1,956
132	特別管理加算	重症度等が高い場合			5,000	500	1,000	1,500
133		上記以外の場合			2,500	250	500	750
134	退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合			8,400	840	1,680	2,520
135		上記以外の場合			6,000	600	1,200	1,800
136	専門管理加算				2,500	250	500	750
137	在宅患者連携指導加算				3,000	300	600	900
138	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで			2,000	200	400	600
139	看護・介護職員連携強化加算				2,500	250	500	750
140	退院時共同指導加算	初回訪問時			8,000	800	1,600	2,400
141	特別管理指導加算				2,000	200	400	600
142	訪問看護医療DX情報活用加算				50	5	10	15
143	訪問看護物価対応料1（月の初日の訪問）	1日につき			60	6	12	18
144	訪問看護物価対応料1（月の2日目以降）	1日につき			20	2	4	6
145	その他							
146	その他の療養費							
147					利用料			
148					10割	1割負担	2割負担	3割負担
149	情報提供療養費				1,500	150	300	450
150	ターミナルケア療養費1				25,000	2,500	5,000	7,500
151	ターミナルケア療養費2				10,000	1,000	2,000	3,000
152								
153	その他の療養費の加算（月に1回ご請求）							
154					利用料			
155					10割	1割負担	2割負担	3割負担
156	遠隔死亡診断補助加算				1,500	150	300	450
157								
158	ベースアップ評価料（月に1回ご請求）							
159					利用料			
160					10割	1割負担	2割負担	3割負担
161	ベースアップ評価料（Ⅰ）				1,050	105	210	315
162	ベースアップ評価料（Ⅱ）なし（スコア15点未満／算定しない）				0	0	0	0